

船舶事故調査報告書

令和5年4月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年3月23日 10時00分ごろ
発生場所	島根県浜田市津摩漁港南西方沖 石見津摩港沖防波堤灯台から真方位208° 1,500m付近 (概位 北緯34° 50.8′ 東経132° 00.4′)
事故の概要	漁船第二宝雄丸は、採介藻漁業の操業中、暗礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年4月4日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二宝雄丸、1.27トン SN3—12167（漁船登録番号）、個人所有 第272—24471号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底部外板に破口及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.6m、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約14cm（浜田）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、津摩漁港を出航し、津摩漁港南西方の浜田市西村町沖において、船首を南方に向けて漂泊した。</p> <p>船長は、船尾でうつ伏せになり、箱眼鏡で海中をのぞき込み、水深の浅い磯場でさざえやあわび等を探していたところ、船体に衝撃を感じ、暗礁に船首が乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>船長は、浸水等がないことを確認し、本船の離礁を試みたが、船体が傾きかけたので危険を感じ、海へ飛び込んだ。</p> <p>船長は、本船に上がろうとしたものの上がれず、その後離礁した本船につかまった状態で、海岸に漂着した。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.0mであった。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近での操業経験が豊富であり、ふだん、漂泊して操業中に本船が暗礁に接触しても、速やかに暗礁から離れており、本事故当時も支障なく暗礁から離れることができると思っていた。</p> <p>船長は、風浪によって船体が持ち上がり、船首部が暗礁に乗り揚げたと本事故後に思った。</p> <p>船長は、ウェットスーツの上にカップを着用し、救命胴衣を着用していなかった。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、波高約0.6mの波がある状況下、漂泊して採介藻漁業の操業中、船長が、船尾でうつ伏せになって箱眼鏡をのぞき込み、あわび等の探索に意識を向けていたことから、暗礁に接近していることに気付かず、風浪により船体が持ち上がり、暗礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が暗礁に接近して接触しても、速やかに離れることができると思っていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、波高約0.6mの波がある状況下、漂泊して採介藻漁業の操業中、船長が、船尾でうつ伏せになって箱眼鏡をのぞき込み、あわび等の探索に意識を向けていたため、暗礁に接近していることに気付かず、風浪により船体が持ち上がり、暗礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、水深の浅い磯場で操業する場合、操業のみに意識を向けず、気象海象や浅所への接近状況に注意すること。 ・ 船長は、暴露甲板上においては、常時、救命胴衣を着用すること。 ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、落水した場合に備えて縄ばしご等を準備しておくことが望ましい。